

泉崎村家庭学習用モバイル Wi-Fi ルータ貸出制度について（説明書）

感染症等により学校が突然休校した時や、学年で持ち帰り学習を実施する時で、ご自宅に Wi-Fi 環境がない場合に村が所有する Wi-Fi ルータを貸し出します。以下ご不明な点がありましたら、お電話でお問い合わせ願います。（問：村役場教育課：0248-54-1533）

記

1	貸出の条件	ご自宅に Wi-Fi 環境がない場合で、オンライン授業を実施する時や、学校の学習タブレットを持ち帰って学習に活用する場合に限りです。（1月単位の貸し出しを想定）												
2	通信環境	1日（24h）あたり1GBまで ※上限に達すると低速モードに移行します。 ※保護者様による個別の通信契約等は一切不要です。												
3	通信にかかる負担金	Wi-Fi LINQ 月/定額2,200円 ※上記を通信負担金としてご負担いただきます。 ※Wi-Fi ルータ本体は、無料で貸し出します。 ※定額の期間は、月初め1日～その末日です。 ①10月2日～10月31日まで ⇒負担金2,200円（1ヶ月分） ②10月10日～11月1日まで ⇒負担金2,200円×2回（2ヶ月分）												
4	通信と負担金	1日のみの利用でもルータを介して通信が発生すれば負担金が生じます。 1ヶ月以内の利用であれば、2の環境で定額利用が可能です。												
5	製品紹介	 <p>クラウドサーバーの最適なSIM情報を自動でダウンロード!</p> <p>docomo au softbank</p> <p>クラウド空間に3つのキャリア回線（au・docomo・softbank）のSIMカード情報を保有しており、一台のWi-Fi端末で3つのキャリア回線をご利用頂けます。全国で快適な通信が可能</p> <p>面倒な手動での設定変更は不要!</p> <p>特別な操作の必要はなく、ご利用のエリアで最適な通信回線を、端末が自動で選択し接続します。電源を入れるだけで常に快適な通信環境をご提供いたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">U3端末スペック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大通信速度</td> <td>DL 150Mbps UL 50Mbps</td> </tr> <tr> <td>連続使用可能時間</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>同時端末接続数</td> <td>最大10台 推奨5台</td> </tr> <tr> <td>サイズ</td> <td>126×66×10mm</td> </tr> <tr> <td>重量</td> <td>125g</td> </tr> </tbody> </table> <p>docomo au softbank 3キャリアのエリア対応</p>	U3端末スペック		最大通信速度	DL 150Mbps UL 50Mbps	連続使用可能時間	12時間	同時端末接続数	最大10台 推奨5台	サイズ	126×66×10mm	重量	125g
U3端末スペック														
最大通信速度	DL 150Mbps UL 50Mbps													
連続使用可能時間	12時間													
同時端末接続数	最大10台 推奨5台													
サイズ	126×66×10mm													
重量	125g													
6	負担金の納付	月額負担金として送付される納付書で、役場会計室窓口、又は最寄りの金融機関でお支払いください。												
7	申請書の提出	就学先の学校（教頭先生宛）、又は教育課（泉崎村役場内）												
8	申し込み方法	利用を開始する2日前までに申請書を提出してください。												
9	通信手続き	通信の開始や停止にあたり通信事業者への契約事務手続きは一切不要です。												
10	使用中の問い合わせ先	Wi-Fi LINQ TEL:03-6388-0848 通信障害、機器不具合等の相談 （受付：24時間365日/対応：平日9:00～17:30）												

Wi-Fi LINQ を利用するにあたり、下記のルールや泉崎村立泉崎小中学校児童生徒用モバイルルータ等貸出要綱の内容をお守りくださるようお願いいたします。

-
- ①貸与された Wi-Fi ルータは大切に扱います。
 - ②万が一、破損や故障等の場合、すぐに教育課へ連絡します。
 - ③家族以外の者は使用しません。
 - ④SIM カードを抜いたり、違う SIM カードを入れたりして使用することはできません。
 - ⑤就学援助（要保護及び準要保護児童生徒援助費）を受けている世帯で、一度でも学校のオンライン授業を受けた家庭については、通信費の補助として月 1,000 円を就学援助費で支給いたします。オンライン授業のなかった月について補助はありません。
 - ⑥万が一、水に濡らしたり高所から落下させるなどして破損・汚損した場合や、機器の不良等により故障してしまった場合は、担当課までご連絡ください。代替機を手配いたします。また、貸出期間中に破損・汚損・紛失した際は、要綱の定めにより、保護者の負担において原状に回復、または現品をもって弁償をしていただく場合があります。村税等を投じて購入した村の備品になりますので、ご家庭内での注意喚起をお願いします。